

法学研究科博士課程後期課程の演習の単位修得等に関する内規

平成16年4月1日制定

平成30年5月16日最終改正

- 1 指導教員は、神戸大学大学院法学研究科博士課程学生の履修に関する細則第3条第2項及び第3項に規定する単位修得論文の評価につき、教授会が指定する1名の教員の意見を聞くものとする。この場合、同論文の評価に関して面接を行うことがある。
- 2 学生は後期課程第2年次以降、「法学政治学論文作成」を履修登録した学期に単位修得論文を提出することができる。
なお、単位修得論文を提出する場合は、指導教員の承認を得て、論文の提出期限の3ヶ月前までに、論文題目を提出しなければならない。
- 3 単位修得論文は、日本語で論述するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、指導教員の承認を得て、日本語以外の言語で論述することができる。
- 4 単位修得論文は、日本語の場合は30,000字以上、英語の場合は10,000語以上であることを要する。他の言語の場合は日本語又は英語の場合に準じる。
- 5 単位修得論文を提出する場合には、日本語1,000字程度又は英語500語程度の論文要旨を提出しなければならない。
- 6 後期課程に3年以上在学し、かつ本研究科所定の単位を修得した学生が本研究科を退学する場合には、その学生に対して、別表の様式による修学証書を授与する。

(別表) 略

附 則

この内規は、平成30年5月16日から施行する。